

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.005

処 分 名	介護給付費等の支給変更の決定
処 分 の 概 要	市長は、法第 24 条第 2 項の規定により支給決定の変更の決定をしたときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第 9 号）により支給決定障害者等に通知するとともに、当該決定に係る支給決定障害者等に対し、障害福祉サービス受給者証の提出を求め、当該決定にかかる事項を記載するものとする。この場合において、療養介護の変更をするときは障害福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証の提出を求め、当該決定に係る事項を記載するものとする。
根拠条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則第 78 号）第 8 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則第 78 号）第 7 条第 1 項～第 2 項による申請があった際に行う変更決定である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 18 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

(変更決定の通知等)

第8条 市長は、法第24条第2項の規定により支給決定の変更の決定をしたときは、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(様式第9号)により支給決定障害者等に通知するとともに、当該決定に係る支給決定障害者等に対し、障害福祉サービス受給者証の提出を求め、当該決定にかかる事項を記載するものとする。この場合において、療養介護の変更をするときは障害福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証の提出を求め、当該決定に係る事項を記載するものとする。

2 前項の規定は、負担上限月額及び特定障害者特別給付費の額の変更の決定に準用する。

3 市長は、前条の申請に対して変更しないことと決定したときは、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更却下決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更却下決定通知書(様式第10号)により支給決定障害者等に通知するものとする。

一部改正〔平成23年規則41号・24年35号〕